

令和8年度 氷見市立比美乃江小学校いじめ防止基本方針

(1) いじめ防止に向けての基本姿勢・・・未然防止を第一に

① 基本姿勢

「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」という意識や「いじめは絶対に許されない」「いじめを見逃さない」という姿勢を全教職員で共有し、未然防止を第一として、いじめを生まない環境づくりを推進する。

② いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）
※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

(2) いじめの防止等に関する具体的方策

① いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

児童が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかけ、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開する。

■ 具体的な対応策

- ア 多様性に配慮し、様々な異なる考えや意見を出し合える雰囲気確保する。
- イ 児童が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを提供する。
- ウ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育むために、他者から認められ、他の者の役に立っていると実感できる機会を設ける。
- エ 「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかりと受け止めることのできる体制を築く。
- オ 学級経営では、温かい人間関係づくり、居場所づくりに努める。
- カ 道徳教育では、実際の事例や動画等を教材に児童同士で検討したり、ロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を設け、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させる。
- キ いじめを防ぐ取組やいじめを生まない適切な言動等、いじめについて理解を深め、教師の人権感覚を磨く研修を行う。

② 未然防止

「いじめはよくない」と頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を養い、いじめに向かわせないための取組を行う。

■ 具体的な対応策

- ア 充実感や達成感を味わうことのできる「分かる授業」づくりに努める。
- イ 学校生活における規範意識を高め、何が正しく、何が間違っているかを自分の頭で考え、判断できるように働きかける。
- ウ 養護教諭やSCと連携し、児童自身が、不安や葛藤、劣等感、欲求不満等の感情に気付き、適切に表現できるように支援する。
- エ 気軽に相談できる雰囲気づくりやSOSの出し方に関する指導に努め、相談体制の充実を図る。
- オ ネットいじめを防止するため、情報モラル教育を計画的に進める。
- カ 保護者に、「いじめ早期発見のための家庭用アンケート」を実施し、家庭と一体となっていじめの未然防止に努める。
※配慮が必要な児童については、保護者との連携を密にし、組織的に対応する。

③ 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

■ 具体的な対応策

- ア 全教職員が協力して、児童を複数の視点で見守り、いじめのサインや小さな変化を見逃さないようにする。また、毎日の生活ノートや普段の授業等から、教職員間で情報の共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。
- イ アンケート調査を学期ごとに行い、いじめの早期発見に努めるとともに、調査

に基づいた教育相談の充実を図る。
ウ 保護者や地域からの情報を得るため、関係機関の「いじめ相談窓口」を周知する。

④ 事案対処

いじめが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童の安全を確保し、関係児童に対して事情を確認した上で組織的な対応を行う。また、事案に応じ、家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

■ 具体的な対応策

- ア いじめが発見された場合は、直ちに関係教師等によるチームを編成して対処プランを策定し、指導方針を明確にして確実に実行する。(ケース会議)
- イ 聞き取り調査等による詳細な事実確認と正確な状況把握を行う。
- ウ いじめを受けた児童に対しては、本人の痛み寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。また、いじめを行う児童に対しては、毅然とした対応を行う。
- エ 教育委員会へ報告する。必要に応じて教育総合センター、児童相談所、警察署等への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行う。
- オ 保護者に対し、明らかになった事実と経過、今後の予定等を具体的に報告し、理解と協力を求める。謝罪が必要な場合は、謝罪する。
- カ ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行うとともに、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、市教委や警察と連携して対応する。

⑤ 継続した指導

チームによる支援の継続や、児童の反応や変化に応じた支援等の見直し、修正により、いじめの再発を防止する。

■ 具体的な対応策

- ア いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性を十分に考え、いじめの被害・加害児童を日常的に注意深く観察する。
※いじめが解消している状態…いじめに係る行為が止んでいる。(少なくとも3か月) 被害児童が心身の苦痛を感じていない。
- イ 必要に応じて、被害児童の PTSD 等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- ウ 被害児童の保護者と連絡を密にし、経過を定期的に報告する。
- エ 全教職員で継続的に被害・加害児童の様子を観察し情報交換しながら再発を防止する。
- オ 全校体制での取組(予防、早期発見、対応)の見直しと実践を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等教職員と、心理や福祉の専門家(必要に応じて参加)、保護者代表等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。また、全教職員による「いじめ防止サポート会議」を開催する。

■ 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況を確認し、有効な対策を検討する。
- ・学校におけるいじめに関する相談や通報に対応する。
- ・重大な事案が発生した場合は、教育委員会に報告するとともに、関係機関(教育総合センター、児童相談所、警察署等)への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行い、連携して対応する。
- ・教師の指導力や学校の対応力向上のための研修を実施する。
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発を行う。

■ 「いじめ防止サポート会議」の役割

- ・問題傾向を有する児童について、日常の観察、アンケートや調査等をもとに現状や指導についての情報を共有し、児童の見守りや支援に努める。

(4) 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すため、地域、家庭と連携した対策を推進する。

■ 具体的な取組

ア 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。

イ 家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。

ウ いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。

エ 育友会や学校運営協議会、地域の関係団体と共に、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。

オ スマートフォンや携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ等を使ったネットいじめの事例を示し、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。

(5) 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	家庭・地域等との連携
4月	・いじめ防止基本方針の周知（HP・育友会総会） ・いじめ防止対策委員会	・学校運営協議会 ・学習参観・育友会総会 ・生徒指導だより
5月	・いじめ防止サポート会議	・家庭訪問
6月	・子供を性暴力から守る「くもくん教室」 ・「比美乃江っ子すこやかアンケート」の実施 ・保護者アンケートの実施 ・教育相談（全員面接）	・生徒指導だより
7月	・いじめ防止サポート会議 ・情報モラル、ネットトラブルに関する教室 ・保護者会における啓発活動	・学童保育等連絡会 ・主任児童委員連絡会 ・保護者会
8月	・いじめ防止対策委員会	・学校運営協議会 ・生徒指導だより
9月	・いじめ防止サポート会議	・学習参観
10月		・小中連携挨拶運動
11月	・「比美乃江っ子すこやかアンケート」の実施 ・保護者アンケートの実施 ・教育相談（全員面接） ・いじめ防止サポート会議	・生徒指導だより
12月	・人権週間 ・保護者会における啓発活動	・学童保育等連絡会 ・保護者会
1月		・生徒指導だより
2月	・「比美乃江っ子すこやかアンケート」の実施 ・教育相談（全員面接） ・いじめ防止対策委員会	・学習参観 ・学校運営協議会
3月	・いじめ防止サポート会議	

※ケース会議は、必要に応じ柔軟に随時行う。

※児童の学校生活の様子や実態を把握し、重点指導内容について生徒指導だよりを発行する。

※いじめ防止や情報モラルについては、道徳科の授業等でも扱う。